平成２２年（フ）第１７９号
京都市伏見区桃山町鍋島２番地１　桃山プラザ704
債務者　松井　清美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
京都市西京区御陵峰ケ堂町２丁目３番地27
債務者　城戸　輝子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
京都府八幡市八幡小松15番地の35
債務者　宮村　敏廣
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１８棟502号
債務者　中田　勝治
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
京都市伏見区堀詰町533番地　パレーシャル丸二107号
債務者　當眞書道教室こと　當眞　嗣美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４３９号
京都府宇治市小倉町新田島１番地の４　ハイツ川北102号
債務者　赤穂　大輔（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
京都府与謝郡与謝野町字滝357番地６
債務者　俊高建築こと　西原　髙夫
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１８号
京都府与謝郡与謝野町字加悦奥82　岡本豊江方、住民票上の住所京都府与謝郡与謝野町字加悦1021番地
債務者　小池　純子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第３０号
兵庫県多可郡多可町中区中村町451番地
債務者　遠藤　春雄
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５６６号
香川県高松市香川町大野253番地１
債務者　藤原　康弘
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５７５号
香川県高松市高松町1618番地１黒川マンション203号室
債務者　合田　　操
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５７６号
香川県高松市高松町1618番地１黒川マンション203号室
債務者　合田　佳子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５０号
香川県高松市川部町2035番地20
債務者　眞鍋　千佳（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４号
福岡県柳川市大和町六合552番地　棚町コーポ101号
債務者　荒勢奈保子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
福岡県柳川市三橋町正行119番地２　シングルハウスＮＡＯ12号
債務者　西田　浩介
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
福岡県柳川市矢留町43番地
債務者　加藤　義憲
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
福岡県柳川市矢留町43番地
債務者　加藤　千穂（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
大阪府交野市私部２丁目２番13号
債務者　森　　芳子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部